

伊万里玉屋 営業終了のお知らせ

皆様方に永年の間ご愛顧いただきました伊万里玉屋は平成28年1月31日(日)をもちまして営業を終了いたしました。

昭和41年4月に開店以来49年間、ご愛顧頂きました事を心から御礼申し上げます。伊万里玉屋を愛していただきましたすべてのお客様の今後益々のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

ありがとうございました。

株式会社 伊万里玉屋

営業終了後のお問合せ窓口のご案内

株式会社伊万里玉屋は平成28年1月31日(日)をもって営業を終了いたしました。以降は下記の通り「お問い合わせ窓口」を設置させていただきます。

■平成28年2月2日(火)～4月28日(木)までのお問い合わせ先

0955-23-4111

※午前10時～午後5時まで(但し、平日のみ)

全国百貨店共通商品券をお持ちのお客様へ

伊万里玉屋でお買い上げいただいた全国百貨店共通商品券は、平成28年2月1日(月)以降も、従来通り佐世保玉屋をはじめ全国の百貨店でご利用いただけます。



<全国百貨店共通商品券>

伊万里玉屋発行の商品券等をお持ちのお客様へ

当社は、平成28年1月31日（日）をもって営業を終了したため、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、発行済み商品券等の払戻しを次のとおり実施いたします。

【払戻し期間】

平成28年2月2日（火）～4月28日（木）（平日のみ）

【対象金券類】 ※いずれも券面に発行元「伊万里玉屋」の記載があるもの



＜伊万里玉屋商品券 500円券＞



＜伊万里玉屋商品券 1000円券＞



＜伊万里玉屋お取替券＞



＜食料品ギフト券＞



＜フルーツギフト券＞



＜ワイシャツお仕立券＞

【お申し出の方法・払戻しの方法】

払戻し期間中に次の場所に対象となる商品券等をお持ち下さい。現金と交換いたします。

【払戻し受付場所】

〒848-0047

伊万里市伊万里町甲 27

株式会社伊万里玉屋

※午前10時～午後5時まで（但し、平日のみ）

払戻し期間内に申し出をされない場合、払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

伊万里玉屋発行のおたのしみ会券をお持ちのお客様へ

伊万里玉屋が発行いたしましたおたのしみ会券をお持ちのお客様につきましては、先にご案内いたしました要領で払戻しさせていただきます。

【払戻し期間】

平成28年2月2日（火）～4月28日（木）（平日のみ）